

鳥取県育英奨学資金（高校等・大学等）

返還の手引き

返還のおぼえがき

- 返還内容を忘れないように、必ず記入しておきましょう。
- 育英奨学資金借用証書及び育英奨学資金返還明細書をコピーしておいてください。
- 奨学資金事務は、すべて奨学生番号で整理されています。各種届出・報告・連絡などのときに必要になりますので、正しく記入してください。

奨学生番号（高校7桁 大学6桁）					—				
借用金額（返還総額）	円								
返還期間	年								
返還方法・期日	<ul style="list-style-type: none">月賦（毎月末）半年賦（7月末と12月末）繰上返還（支払月： 年 月）								
返還期日	毎月末 · 7月末と12月末 · 繰上（ 年 月）								
第1回返還月	年 月								
第1回の返還金額	円								
連帯保証人氏名									
保証人氏名									

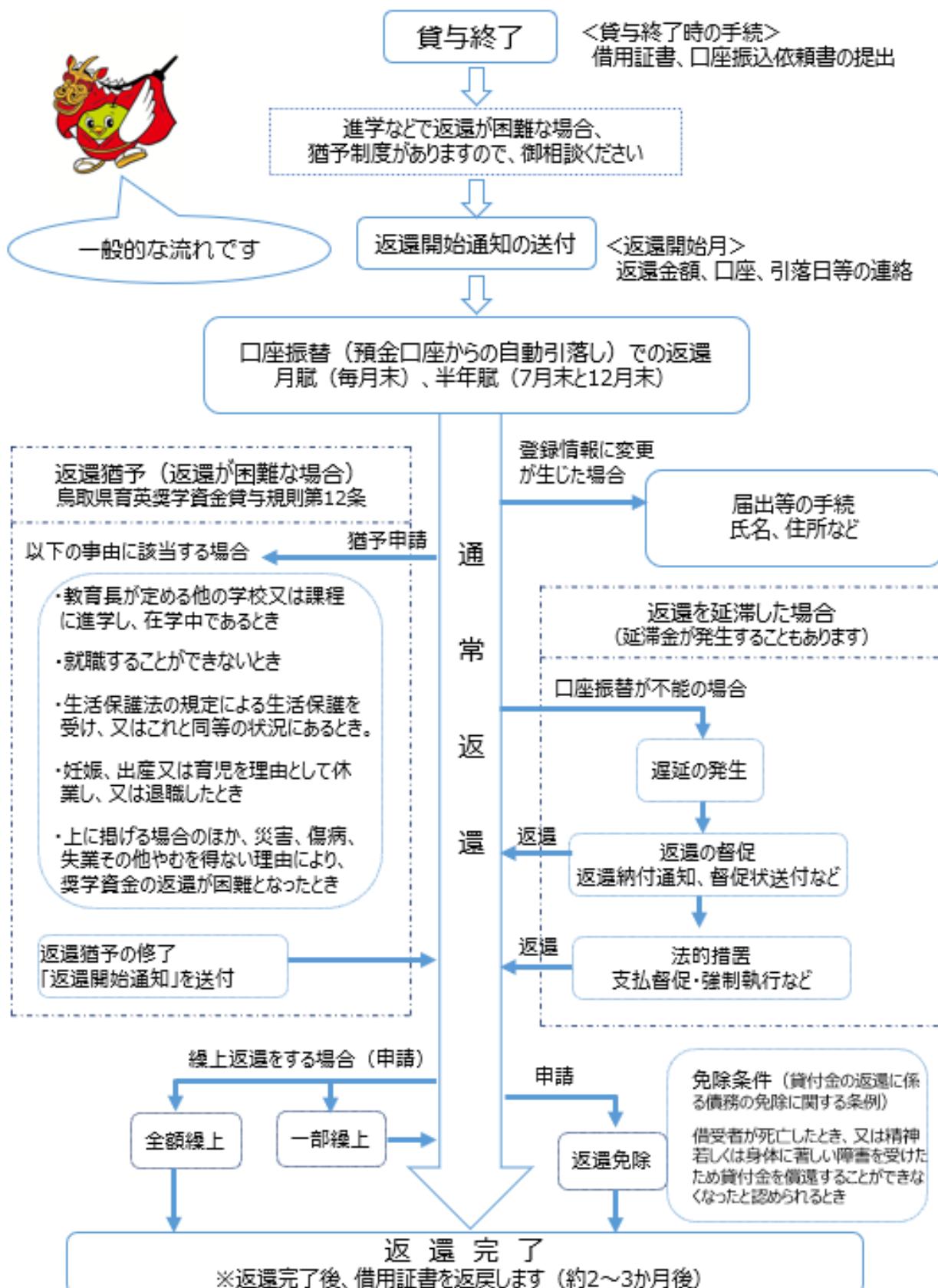


令和7年12月作成

鳥取県教育委員会事務局
人権教育課 育英奨学室

電話 0857-29-7145
電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp
<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

貸与終了から返還完了まで（一括返還の場合を除く）



奨学生の皆さんへ

鳥取県育英奨学資金制度は、経済的理由により修学が困難な方に学資を貸与する制度であり、その返還金が次の奨学生に対する貸与の財源になっています。

この趣旨を御理解のうえ、次の奨学生のためにも自らの責任と自覚によって、返還の義務を履行してください。

なお、この手引きは返還が終了するまで、大切に保管してください。



次のことを必ず守りましょう!!

○ 納入期限を守りましょう

育英奨学資金の返還は、あなたが提出した返還明細書に基づいて行われます。期限内に納入しましょう。

返還金の元金は無利子ですが、返還を延滞した場合、延滞利息がかかります。

また、あなたが提出した返還明細書の内容を忘れないよう表紙の返還概要欄に記入しておきましょう。

○ 住所や氏名等が変わったら届出をしましょう（8 頁参照）

届出がなければ、通知書等が届かなくなってしまいます。

また、連帯保証人又は保証人にあなたの住所確認のための連絡をするなど、迷惑をかけることになります。

通知書等が届かないと、奨学金の返還に支障をきたしますので、必ず変更届を提出しましょう。

○ 収還が困難になったら、まずはご相談ください（3 頁参照）

進学や災害、傷病その他やむを得ない事由により返還すべき日までに返還することが困難になった場合

は、奨学金の返還の期限を一定期間猶予することが可能な場合がありますので、事前にご相談ください。

※申請のあった月の翌月以降が猶予の対象になりますのでご注意ください。

< 目 次 >

1 奨学金の返還について	
(1) 返還方法の選択	1
(2) 返還開始期日と返還期日（返還が可能な金融機関）	1
(3) 返還期間及び返還金の年額	2
(4) 繰上返還	2
(5) 返還猶予	3
(6) 返還免除	4
(7) 貸与期間の延長	5
(8) 返還を延滞した場合	
①口座振替（自動引落し）ができなかった場合	6
②延滞金	6
③延滞者への督促	6
2 返還に関する手続きについて	
(1) 貸与終了時の手続き	7
(2) 返還猶予中から返還開始までの手続き	8
(3) その他の手続き	
①氏名、住所が変更になったとき	8
②振替（自動引落し）口座を変更したいとき	8
③連帯保証人、保証人を変更したいとき	8
④貸与・返還証明書の申請	8
3 よくある質問	9
◎様式集（返還でよく使用するもののみ）	
○鳥取県育英奨学生異動届	13
○鳥取県育英奨学資金返還方法申請書	14
○鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届	15
○鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書	16
◎鳥取県育英奨学資金貸与規則	17

※各種様式は、鳥取県人権教育課育英奨学室 HP に掲載していますので、ご使用ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>



1 奨学金の返還について

(1) 返還方法の選択

返還方法には、「月賦」と「半年賦」による均等返還と「一括返還」があります。

また、均等返還の途中でも、一部又は全部を繰上返還することも可能です。

返還方法の選択は、貸与終了時に作成する「鳥取県育英奨学資金借用証書」（規則様式第9号）で行います。

(2) 返還開始期日と返還期日

① 返還開始期日

返還の開始は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過したときです。

（例：3月貸与終了の場合、同年10月から返還開始）

（鳥取県育英奨学資金貸与規則第11条）

返還開始月に、返還開始通知（返還金額、口座、引落日等を記載）を郵送します。

正当な理由なく、期日までに借用証書を提出しない場合、半年賦の方法による返還を選択したものとみなし、強制返還がはじまりますので（鳥取県育英奨学資金貸与規則第11条）、ご注意ください。

② 返還期日

返還期日は、返還方法により以下のとおりです。

返還方法	返還期日	支払方法
月賦	毎月末	
半年賦	7月末と12月末	口座振替

③ 鳥取県育英奨学資金の返還（口座振替）が可能な金融機関

鳥取県育英奨学資金の返還で口座振替のできる金融機関は以下のとおりです。

これら以外の金融機関では口座振替ができませんので、ご承知ください。

- 山陰合同銀行 本店及び各国内支店・出張所・代理店（隠岐郡の各支店を除く）
- 鳥取銀行 本店・国内各支店・出張所
- 鳥取信用金庫 本店・国内支店
- 倉吉信用金庫 本店・県内各支店
- 米子信用金庫 本店・国内各支店
- 島根銀行 本店・国内各支店
- みずほ銀行 本店・国内各支店・出張所
- 中国銀行 本店・国内各支店・出張所
- 中国労働金庫 本店・国内各支店
- 鳥取県信用農業協同組合連合会 本所
- 県内各農業協同組合 本所（店）・各支所（店）・出張所
- 西日本信用漁業協同組合連合会 鳥取支店
- ゆうちょ銀行 本店・国内各支店（郵便局）

(3) 返還期間及び返還金の年額

① 返還期間

返還期間は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、高等学校等奨学資金にあっては15年以内、大学等奨学資金にあっては20年以内です。

(鳥取県育英奨学資金貸与規則第11条)

② 返還年額

返還金の額は、特別な事由がある場合を除き、下表の額を下回らない額です。(返還完了の最終月を除く)(鳥取県育英奨学金返還事務取扱要領第2条)

<高等学校等奨学資金>

返還の最低年額	総額の15分の1
---------	----------

<大学等奨学資金>

貸与を受けた奨学資金の額	返還金の最低年額
200,000円以下のもの	20,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	30,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	40,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	50,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	60,000円
700,000円を超え800,000円以下のもの	70,000円
800,000円を超え1,000,000円以下のもの	80,000円
1,000,000円を超え1,200,000円以下のもの	90,000円
1,200,000円を超え1,400,000円以下のもの	100,000円
1,400,000円を超え1,600,000円以下のもの	110,000円
1,600,000円を超え2,000,000円以下のもの	120,000円
2,000,000円を超え2,600,000円以下のもの	130,000円
2,600,000円を超えるもの	総額の20分の1

(4) 繰上返還 (鳥取県育英奨学金返還事務取扱要領第17条)

繰上返還(返還期間が到来しない割賦金の全額又は一部の返還)は、いつでもできます。

繰上返還をご希望の場合、まずは育英奨学室へ連絡してください。返還残額などの確認をさせていただき、その後、「鳥取県育英奨学資金返還方法変更申請書」を提出していただきます。(返還事務取扱要領 様式第3号)

申請書は、返還希望月の前月までに提出していただくよう、お願いします。

(5) 収還猶予（鳥取県育英奨学資金貸与規則第12条、鳥取県育英奨学金返還事務取扱要領第19条）

下表の理由により、返還が困難となった場合には、申請により一定期間返還猶予が認められる場合があります。

ただし、返還猶予は、返還期限の延期であり、返還金額が減少するものではありませんので、真にやむを得ない（返還が滞ってしまう）場合にのみ申請してください。

返還猶予を希望する場合、まずは育英奨学室へご相談ください。その後、「鳥取県育英奨学金返還猶予申請書（規則様式第10号）」を提出していただきます。

猶予決定の場合、返還猶予決定通知書を送付します。そこに記載されている猶予期間を過ぎてもなお猶予希望の場合は、再度申請をしていただく必要があります。

※返還猶予を申請する場合でも、借用証書及び口座振替依頼書の提出が必要です。

返還猶予を認める理由	返還猶予申請書に添付する書類	猶予期間
別の学校・課程への進学	在学証明書（猶予開始月発行のもの）	その事由が続いている期間
留年等により正規の修業年限を超えて在学	在学証明書（猶予開始月発行のもの）	
長期の復旧期間を要した災害	市町村が発行するり災証明書	その事由が続いている期間 (1年ごとに申請)
長期の療養期間を要した傷病	医師の診断書（療養期間の判るもの）	
生活保護の受給	生活保護受給証明書	※産前休業・産後休業及び育児休業等の場合、お子様が3歳になるまでが限度となります。（第2子など続くときは、別途申請していただきます）
低所得（生活保護の受給と同程度のものをいう。）	家庭状況書（様式第5号） 所得証明等	
産前休業・産後休業及び育児休業等	勤務先が発行する休業証明書等	1年ごとに申請 通算5年を限度
失業中	雇用保険受給資格者証等の写し又は離職証明、非課税証明書等	
新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職	求職受付票の写し等	
その他真にやむを得ない事由があつて返還が困難	その事実を明らかにする証明書	

(6) 返還免除（鳥取県育英奨学資金貸与規則第13条、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

やむを得ない事情により、本人が返還できなくなったときには、連帯保証人及び保証人が返還することとなっていますが、次の①と②の場合には、「鳥取県育英奨学資金返還免除申請書」（規則様式第11号）を提出することにより、返還未済額の全部または一部の返還を免除されることがあります。

返還免除の申請を行おうとするときは、必ず事前に育英奨学室へ御相談ください。

① 本人が死亡したとき

本人死亡により返還ができなくなったときは、次の書類を提出してください。

- ・鳥取県育英奨学資金返還免除申請書
- ・本人死亡の事実が記載された戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または住民票等の公的証明書

② 精神若しくは身体に著しい障害を受け、返還が困難となったとき

本人が精神または身体の著しい障害により労働能力を失った場合や、労働能力に高度の制限を有する場合には、次の書類を提出してください。

- ・鳥取県育英奨学資金返還免除申請書
- ・医師の診断書（労働能力の有無がわかるもの）
- ・障害者手帳の写し
- ・所得（課税）証明書など

＜世界へ羽ばたく人材育成奨学金（国外大学）をご利用の方＞

世界へ羽ばたく人材育成奨学金をご利用の場合、上記①、②の他、国外大学卒業後1年以内（やむを得ない場合は3年以内）にリターンし、卒業から8年以内に県内に居住又は県内で就業した期間が通算5年以上に達した場合、国外加算分相当額については返還免除となります。適用の要件や手続き等の詳細はお問い合わせください。

○必要な書類

- ・鳥取県育英奨学資金返還免除申請書
- ・県内居住の期間に係る住民票及び戸籍の附票
- ・県内就業の期間に係る勤務先の就労証明書（自営業の場合は当該期間分の確定申告書の写し）

(7) 貸与期間の延長

次の一覧に該当する場合、奨学資金貸与の延長申請ができます（1年を超えない範囲内）。この場合は、「鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書」（規則様式第6号）の提出のみで、借用証書の提出は必要ありません。（延長終了後、別途提出）

貸与期間の延長を申請する場合、必ず事前に育英奨学室へご連絡ください。

貸与期間の延長を認める場合	貸与期間延長申請書に添付する書類
長期の復旧期間を要した災害	市町村が発行するり災証明書
長期の療養期間を要した疾病	医師の診断書（療養期間がわかるもの）
長期の療養期間を要した負傷	医師の診断書（療養期間がわかるもの）
長期にわたる海外留学	留学先の学校等が発行する証明書（留学していた事実、期間がわかるもの）
長期にわたるボランティア活動	
○地震等の被災地又はその周辺で行う被災者支援活動	ボランティア受入団体等が発行する活動を証明する書類（活動期間がわかるもの）
○身体障がい者療護施設、特別養護老人ホーム等における活動	ボランティア受入施設等が発行する活動を証明する書類（活動期間がわかるもの）
○日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	ボランティア受入先の地域の民生委員等が発行する、活動を証明する書類（活動期間がわかるもの）



(8) 返還を延滞した場合

① 口座振替（自動引落し）ができなかった場合

残高不足などにより引落しができなかった場合、翌月に育英奨学室から郵送される「督促状（納入通知書）」により、期日までに支払いをお願いします。

「督促状（納入通知書）」は、金融機関のほか、コンビニエンスストアでのお支払いも可能です。

ただし、やむを得ない理由により、記載されている納入期限を過ぎた場合、コンビニエンスストアでは使用できなくなりますので、金融機関でお支払いください。（期限内の支払いをお願いします）

② 延滞金（鳥取県育英奨学資金貸与規則第14条）

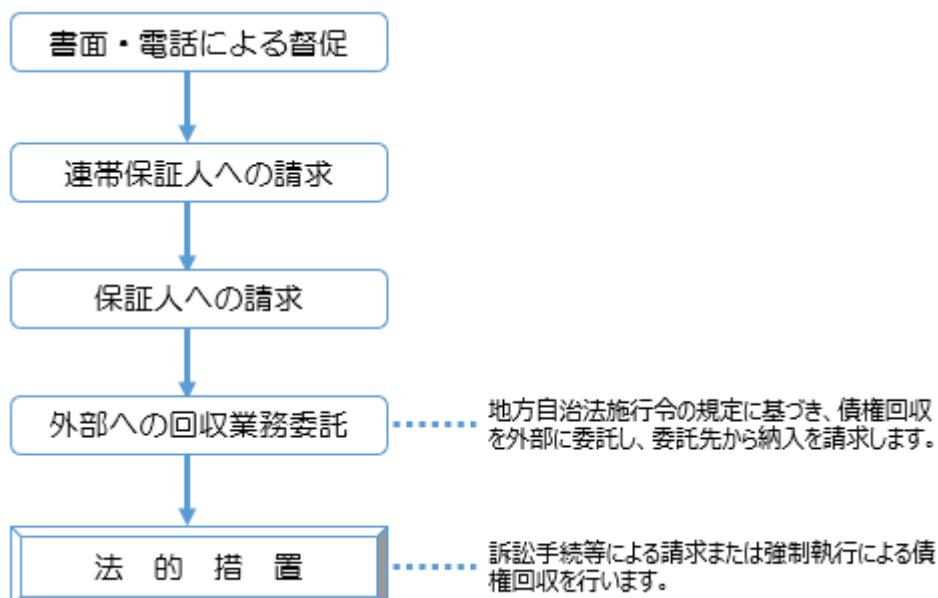
奨学資金の償還を延滞し、なお、度重なる納付勧奨にも関わらず返還がない場合、延滞金を徴収することとなります。（延滞利息は県の定める割合）

ただし、疾病その他特別の事情により奨学資金の返還が困難であったと認められるとき等には、延滞金を減免することもあります。

③ 延滞者への督促

滞納者へは、概ね以下の手順で督促等をします。

度重なる納付勧奨にも関わらず返還がない場合、連帯保証人や保証人にも請求することになりますので、“借りたものは返す”という考え方で、必ず納入しましょう。



○委託先の会社等について

人権教育課育英奨学室 HP「奨学金の返還について」
でご確認いただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/325646.htm>



2 返還に関する手続きについて

(1) 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与は、満期（卒業など）、辞退、退学などにより、終了します。

その際、育英奨学室から「貸与終了及び借用証書の提出」についての書類を郵送しますので、以下の書類を期日までに提出してください。

- ① 鳥取県育英奨学資金借用証書・返還明細書（規則様式第9号）
- ② 印鑑登録証明書（連帯保証人・保証人、各1通）
- ③ 鳥取県育英奨学資金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（返還事務取扱要領様式第2-1～3号）

<借用証書>

- 「借用証書」と一緒にお送りする「記入例」を参考に、記入漏れのないようにしてください。
- 借用金額の訂正是できません。記入を誤った場合は、育英奨学室までご連絡ください。新しい用紙を送付します。
- 借用金額以外の訂正がある場合は、修正液を使用せず、二重取消線と訂正印を押印して訂正してください。
- 保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- 連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 返還猶予申請する場合も、借用証書及び返還明細書を作成し提出してください。

<返還明細書（借用証書裏面）>

- 貸与終了時にお送りする「借用証書を記入するにあたって」及び「借用証書」と一緒にお送りする「記入例」を参考に、記入漏れのないようにしてください。
- 奨学金の返還は、①月賦（毎月払） ②半年賦（年2回（7月・12月）払） ③繰上返還の3つの方法があります。

<鳥取県育英奨学資金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書>

○複写式の3枚綴りになっています。依頼書と一緒にお送りする「記入例」に沿ってボールペンなどで記入し、金融機関へご持参ください。

※必要押印箇所

- 1枚目・・・本人印、金融機関届出印（2箇所押印）
- 2枚目・・・本人印（1箇所押印）

○ゆうちょ銀行を指定された方

ゆうちょ銀行で内容を確認後、3枚目（本人控用）のみ返却されますので、大切に保管してください。2枚目（県提出用）は、ゆうちょ銀行から県へ回送されます。

○ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定された方

金融機関で内容を確認後、2枚目（県提出用）と3枚目（本人控用）が返却されますので、2枚目（県提出用）のみ県に提出してください。3枚目（本人控用）は、大切に保管してください。

※山陰合同銀行又は鳥取銀行の口座で別添チラシのQRコードから電子申請をされた方は提出不要です。

※鳥取県育英奨学資金の返還（口座振替）が可能な金融機関については、本書1ページをご覧ください。

(2) 返還猶予中から返還開始までの手続き

猶予期間が終了すると、育英奨学室から「返還案内通知」（返還期日、返還金額などを記載した通知）を送付しますので、返還金額や預金口座などの確認をお願いします。
引き続き猶予が必要な場合、改めて猶予申請を行う必要があります。

(3) その他の手続き

① 氏名、住所が変更になったとき

本人、連帯保証人、保証人について、氏名、住所が変更になったときは、「鳥取県育英奨学生異動届」（規則様式第12号）を提出してください。

氏名・住所の変更は「とっとり電子申請サービス」をご利用いただけます。

https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1769



② 振替（自動引落し）口座を変更したいとき

「口座振替依頼書」を送りますので、育英奨学室へご連絡ください。

なお、振替口座の変更には、時間を要する場合がありますので、御留意ください。

また、氏名変更などにより振替口座の名義を変更した場合には、速やかに育英奨学室へご連絡ください。

山陰合同銀行、鳥取銀行では、口座振替の電子申請が可能です。（別添ちらし参照）

③ 連帯保証人、保証人を変更したいとき

連帯保証人や保証人に続けられない事由が発生し、やむを得ず変更する場合には、「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」（規則様式第13号）を提出してください。

※連帯保証人の要件：父母またはこれに代わる債務を保証する方（原則は保護者）

※保証人の要件：奨学生及び連帯保証人と生計を一にしない方で、国内に住所を有し、返還能力がある方

④ 貸与・返還証明書の申請

「鳥取県育英奨学資金」の貸与・返還証明書は、「とっとり電子申請サービス」で受け付けております。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14866



3 よくある質問

(1) 連帯保証人と保証人の違いがわかりません。

奨学生の連帯保証人と保証人の主な違いは、返済責任の範囲です。

奨学生の返済は、原則として奨学生本人が行うのですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

一方、保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わり返済する責任があります。

法的に説明すると、連帯保証人には「求償権」のみが認められる一方で、保証人は「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」、「求償権」が認められています。

催告の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、「まずは債務者（奨学生）に請求してください」と主張し、これを拒むことができる権利

検索の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、本人に財産があることや強制執行が可能であることを証明し、自分への請求を拒む権利

分別の利益：保証人が複数いた際に、1人が借金全額を返済するのではなく、保証人の数で分割して返済する権利

求 償 権：債務者に代わり弁済した場合、その分を債務者に対して請求できる権利

(2) 連帯保証人や保証人を頼める人がいません

連帯保証人及び保証人がなければ、鳥取県育英奨学資金の返済手続きを行うことができません。どなたかに必ずお願いをしていただきますよう、お願いします。

また、やむを得ず連帯保証人又は保証人の変更が必要となった場合は、必ず「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

(3) 連帯保証人や保証人になれる条件は？

鳥取県育英奨学資金の借入れには、連帯保証人と保証人がそれぞれ1名必要です。

年齢や所得額による制限はありませんが、本人に代わって返済していただくことがありますので、収入のまったくない方を保証人として立てるのはご遠慮いただきたいです。

- ① 連帯保証人：父母またはこれに代わる債務を保証する方（原則は保護者）
- ② 保 証 人：奨学生及び連帯保証人と生計を一にしない方

<保証人について、よくある質問>

○「生計を一にする」とは？

国税庁の定義によると、「生計を一にする」とは日常の生活の資を共にすることです。ただし、別居していても「生計を一にする」に該当する場合や、同居していても「生計を一にする」には該当しない場合もあります。

例えば、二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、それを証明する書類（光熱水費等の同月の請求・領収書等）を提出していただくことで認められる場合もありますので、迷う場合、まずはご連絡ください。

○祖父母でも保証人をお願いできますか？

年齢制限を設けていませんが、保証人は、奨学生の卒業後、約20年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方としてください。

(4) いつから返還がはじまるか（本手引 1 ページ参照）

返還の開始は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過したときです。

（例：3 月貸与終了の場合、同年 10 月から返還開始）

（鳥取県育英奨学資金貸与規則第 11 条）

返還開始月に、返還開始通知（返還金額、口座、引落日等を記載）を郵送します。

正当な理由なく、期日までに借用証書を提出しない場合、半年賦の方法による返還を選択したものとみなし、強制返還がはじまりますので（鳥取県育英奨学資金貸与規則第 11 条）、ご注意ください。

(5) 奨学金の返還口座を変更したい（本手引 8 ページ参照）

「口座振替依頼書」を送りますので、育英奨学室へご連絡ください。

なお、振替口座の変更には、時間を要する場合がありますので、ご留意ください。

また、氏名変更などで振替口座の名義を変更した場合には、速やかに育英奨学室へご連絡ください。

山陰合同銀行、鳥取銀行では、口座振替の電子申請が可能です。（別添ちらし参照）

(6) 返還方法・返還金額を変更したい

返還方法を変更する場合、まずは、育英奨学室へご連絡ください。

その後、「鳥取県育英奨学資金返還方法変更申請書」の提出をお願いします。

手続きのタイミングによっては、翌月以降の取り扱いとなりますので、ご承知ください。

(7) 県から送付された納入通知書に記載されている支払期限を過ぎたが、使用できるか

納入通知書に記載の期限は、コンビニエンスストアでお支払いいただく場合です。金融機関窓口では、引き続きお支払いいただけます。

ただし、支払期限を過ぎた場合、延滞金が発生することがありますので、ご注意ください。

(8) 住所、氏名が変更になった（本手引 8 ページ参照）

本人、連帯保証人、保証人について、氏名、住所が変更になったときは、「鳥取県育英奨学生異動届」を提出してください。

氏名・住所の変更は「とっとり電子申請サービス」をご利用いただけます。

https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1769



(9) 口座に入金を忘れ、引落しに間に合わなかった（本手引6ページ参照）

残高不足などにより引落しができなかった場合、翌月に育英奨学室から郵送される「督促状（納入通知書）」により、期日までに支払いをお願いします。

「督促状（納入通知書）」は、金融機関のほか、コンビニエンスストアでのお支払いも可能です。

ただし、やむを得ない理由により、記載されている納入期限を過ぎた場合、コンビニエンスストアでは使用できなくなりますので、金融機関でお支払いください。（期限内の支払いをお願いします）

(10) 県から督促状がきたが、放置していたらどうなるか（本手引6ページ参照）

督促状に記載の納入期限までにお支払いが確認できない場合、鳥取県育英奨学資金貸与規則第14条に基づき延滞金が発生します。

また、連帯保証人や保証人に連絡のうえ、本人に代わって返済を求めることがあります。

必ず期日までにお支払いいただくよう、お願いします。

(11) 奨学金を返還しないとどうなるか（本手引6ページ参照）

返還が滞った場合、鳥取県育英奨学資金貸与規則第14条に基づき延滞金を徴収します。

また、正当な理由がなく、奨学生本人または連帯保証人から返還がない場合は、保証人あてに返還請求を行ったり、裁判所を通じて支払督促を行います。

収入の減少などにより、約束された金額による返還が困難になった時は、必ず育英奨学室までご連絡ください。可能な返還方法等について一緒に考えます。

※延滞金の額は、民法で定める法定利率に基づきます。

(12) 全部又は一部を繰上返還したい（本手引2ページ参照）

繰上返還（返還期間が到来しない割賦金の全額又は一部の返還）は、いつでもできます。

繰上返還をご希望の場合、まずは育英奨学室へ連絡してください。返還残額などの確認をさせていただき、その後、「鳥取県育英奨学資金返還方法変更申請書」を提出していただきます。

申請書は、返還希望月の前月までに提出していただくよう、お願いします。

(13) 代理返還制度について

奨学金の代理返還制度とは、企業等が従業員の経済的負担の軽減を目的として、奨学金を代わりに返還する制度です。企業は本制度を活用することで人材の確保・定着に役立つだけでなく、給与として法人税に損金算入が可能等のメリットがあります。

ただし、この制度を導入するかどうかは、企業の判断となりますので、ご自身のお勤めの企業に確認をしてください。

企業がこの制度利用を希望する場合、返還方法などについて調整の必要があるため、企業から育英奨学室へ連絡していただくよう依頼してください。

(14) 経済的に返還が厳しい

本県では、一時的に返還を猶予する制度を設けています。(本手引3ページ参照)
ただし、該当となるかどうかの判断が必要ですので、まずは育英奨学室へご連絡ください。

また、返還猶予の対象とならなかったとしても、無理のない返還方法についてご相談させていただきますので、遠慮なく育英奨学室へご相談ください。

(15) 奨学金の返還を支援する制度について

自治体や就職先により異なりますが、奨学金の返還を助成する制度があります。
詳細は、貸与終了時に、ご自身が住む予定の自治体等にお問い合わせください。

(本県の支援制度例) ※令和7年12月現在

○鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

鳥取県内に就職する大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生、大学等既卒者(35歳未満)の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度

(お問合せ先 鳥取県 政策統轄総局 政策統轄課 電話 0857-26-7648)

○鳥取県公立学校教員奨学金返還支援

本県公立学校教員として採用された方を対象に奨学金返還額の一部を8年間にわたり助成する制度

(お問合せ先 鳥取県 教育委員会事務局 教育人材開発課 電話 0857-26-7530)

(16) 国外加算分相当額の返還免除とはどのような制度か(本手引4ページ参照)

<世界へ羽ばたく人材育成奨学金(国外大学)をご利用の方>

卒業後1年以内(やむを得ない場合は3年以内)にUターンし、卒業から8年以内に県内に居住又は県内で就業した期間が通算5年以上に達した場合、国外加算分相当額については返還免除となります。就業形態は問いません。(正社員、アルバイト、パート、自営、いずれも可)また、就業先は、企業、NPO、任意団体のいずれも可とし、法人格の有無は問いません。

県内居住については住民票及び戸籍の附票、県内就業については勤務先の就労証明書(自営業の場合は確定申告書の写し)を免除申請書に添付いただいて確認することとなります。

※この奨学金は卒業後の県内居住または県内就業を義務付けているわけではありません。
県内居住等の要件を満たせば、国外加算分相当額の返還免除を受けられるというものです。
また、国外加算額に相当する額以外の貸与分は、必ず返還していただく必要があります。

ご不明なこと、不安なことなどありましたら、遠慮なくご相談ください



鳥取県教育委員会事務局
人権教育課 育英奨学室

電話 0857-29-7145

電子メール jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp



様式集

- 鳥取県育英奨学生異動届
- 鳥取県育英奨学資金返還方法変更申請書
- 鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書
- 鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届

<返還でよく使用されるもののみ添付しています>

○各種様式は、鳥取県人権教育課育英奨学室 HP に掲載しているので、ダウンロードしてご利用ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/325710.htm>



○「異動届」(氏名・住所の変更)は、「とっとり電子申請サービス」をご利用いただけます。
https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1769



鳥取県育英奨学生異動届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり異動しましたので、届け出ます。

(届出者) 奨学生番号 第_____号

在学（出身）学校名 _____

奨学生氏名 _____

異動内容発生年月日			年	月	日			
異動の発生した者			奨学生・連帯保証人・保証人					
異動事由			氏名変更・住所変更・休学・復学・退学					
異動内容	新	フリガナ 氏名						
		住所	〒					
		電話	() -					
旧		フリガナ 氏名						
		住所	〒					
		電話	() -					
休学	期間	年	月	日	～	年	月	日
	理由							

鳥取県育英奨学資金返還方法変更申請書

次のとおり奨学資金の返還方法の変更を申請します。

1 借用金額総計 円

2 現在の返還方法

- (1) 返還方法 年賦・半年賦・月賦
(2) 納入方法 口座振替・納入通知書

3 変更希望の返還方法

- (1) 返還方法 年賦・半年賦・月賦・一括繰上
(2) 金額 円
(3) 納入方法 口座振替・納入通知書
(4) 変更希望月 年 月

4 振替口座変更の有無 有・無

年 月 日

奨学生番号 第 号
住 所

本人氏名

鳥取県教育委員会 様

(注意)

- 1 年賦による返還方法は、平成16年6月30日時点で年賦による返還を行なっている者に限り認める。
- 2 返還方法の変更を希望する場合は、口座振替による納入方法とする。ただし、平成26年3月31日時点で納入通知書による納入方法を行なっている者は、口座振替と納入通知書による納入方法のいずれかを選択できるものとする。
- 3 振替口座の変更のみの場合は、この変更申請書の提出は不要とし、鳥取県育英奨学資金返還金口座振替依頼書を提出するものとする。
- 4 返還方法の変更にあわせ振替口座も変更する場合は、鳥取県育英奨学資金返還金口座振替依頼書を添付すること。

鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

鳥取県教育委員会様

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

(届出者) 奨学生番号 第 _____ 号

在学（出身）学校名 _____

奨学生氏名 _____

変更内容	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	<input type="checkbox"/> 保証人	
旧 氏名			
新	氏名 (※自署)	実印	
	生年月日		年 月 日 生 (歳)
	続柄		奨学生の ()
	住所		〒
	電話番号		※日中繋がる番号
変更理由			

注 この変更届に押印した連帯保証人又は保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

年　　月　　日

鳥取県教育委員会様

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

奨学生番号 第_____号

住所 _____

申請者（奨学生）氏名 _____

猶予期間	年　　月　　日　から	年　　月　　日　まで
理由	<input type="checkbox"/> 進学	添付書類 在学証明書 求職受付票の写し等 生活保護受給証明書 医師の診断書等 雇用保険受給資格者証の写し等 休業証明書の写し、離職証明書の写し又は母子手帳の写し その事実を証明する市町村長又は民生委員の証明書、その他教育委員会が適当と認める書類
	<input type="checkbox"/> 未就職	
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給	
	<input type="checkbox"/> 傷病	
	<input type="checkbox"/> 失業	
	<input type="checkbox"/> 産休・育休	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

注 理由の欄は、該当するものに✓を付けること。

鳥取県育英奨学資金貸与規則

昭和 35 年 7 月 30 日 教育委員会規則第 5 号

(令和 7 年 7 月 4 日施行)

必ず読んでください！

